

<使用開始日>
2016年4月16日

マイストーリーリー分配型（年6回）

Aコース/Bコース

追加型投信 内外 資産複合

【投資信託説明書（交付目論見書）】

マイストーリー

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
Aコース	追加型	内外	資産複合	その他資産 ^(注)	年6回 (隔月)	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ [®]	あり (フルヘッジ)
Bコース								なし

(注) (投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分固定型))

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:昭和34年(1959年)12月1日

■資本金:171億円(平成28年2月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:26兆4018億円(平成28年1月29日現在)

<受託会社> 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なうマイストーリーリー分配型(年6回)Aコース/Bコースの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年10月9日に関東財務局長に提出しており、平成27年10月10日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
<受付時間>営業日の午前9時~午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★ (基準価額等)

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

インカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指して運用を行いません。

ファンドの特色

■主要投資対象

世界の債券*を実質的な投資対象とする投資信託証券、国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券および世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

※国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債(ハイ・イールド債)およびエマージング・カントリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)を含みます。

■投資方針

●世界の債券、国内の株式および世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、インカムゲイン(利子・配当等収益)と中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指して運用を行いません。

◆Aコース、Bコースが投資する投資信託証券は、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

Aコース 為替ヘッジ付き	Bコース 為替ヘッジなし
<ul style="list-style-type: none"> ●実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。 ●実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。 ●上記に類するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ●実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行わないことを基本とするもの。 ●上記に類するもの。

●優れていると判断した指定投資信託証券*の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)が投資信託証券の評価等をし、運用に関する助言を行いません。

※指定投資信託証券とは、後述の追加的記載事項に記載する投資信託証券を指します。

◆組入投資信託証券については適宜見直しを行いません。

◆指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して、適宜見直しを行いません。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券等が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

●投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

◆投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね25%程度となることを目途とします。

◆投資信託証券への投資を通じて実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね30%~45%程度となることを目途とします。

- 資産クラスもしくは債券の種別毎の代表的な指数を委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。

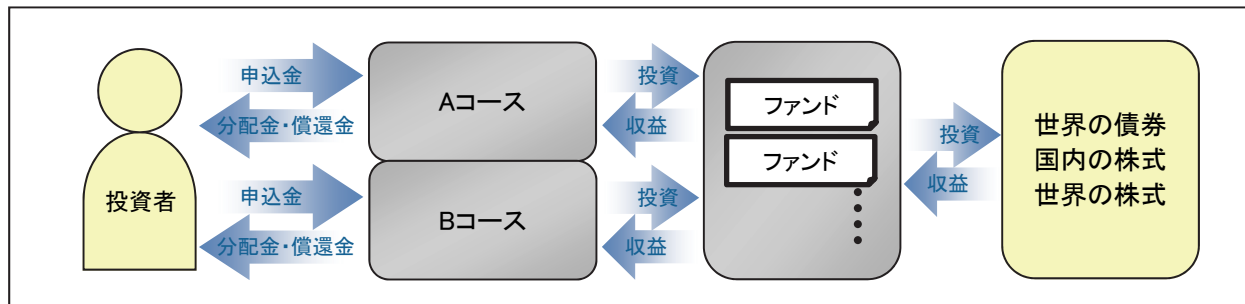
資産クラス・債券種別	指数	比率
国内株式	東証株価指数 (TOPIX)	17.0%
外国株式	MSCI KOKUSAIインデックス	8.0%
米国債券	バークレイズ・米国総合インデックス	7.5%
欧州債券	バークレイズ・汎欧州総合インデックス	22.5%
豪州債券	バークレイズ・オーストラリア総合インデックス	7.5%
ハイ・イールド債	BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス	18.75%
エマーシング・マーケット債	JPモルガン・エマーシング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルおよびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマーシング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドを80%:20%の比率で委託会社が独自に合成した指数	18.75%

- * Aコースのベンチマークの計算にあたっては、上記各指数を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算した指数を用います。
- * Bコースのベンチマークの計算にあたっては、上記各指数を委託会社が円換算した指数を用います。

■ 指数の著作権等について ■

MSCI KOKUSAIインデックスは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

- ファンドは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



■スイッチング

「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。
 (販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

■主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

■分配の方針

原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の20日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。

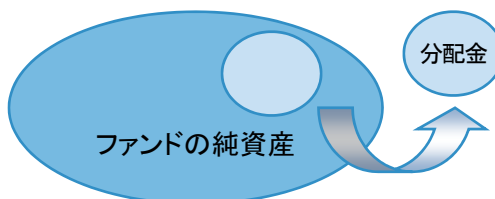
ただし、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。



* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■ 分配金に関する留意点 ■

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



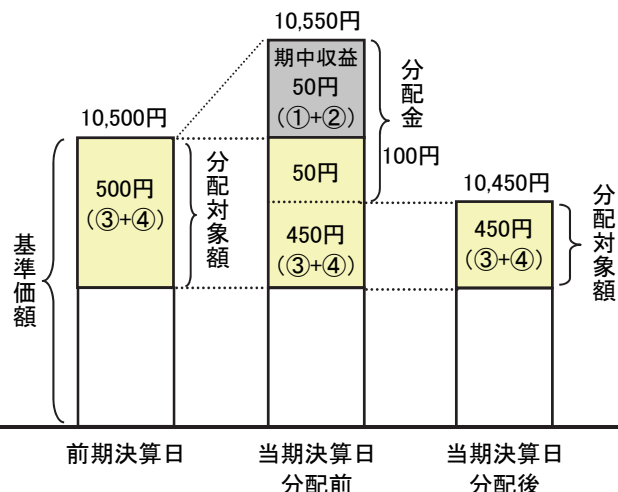
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

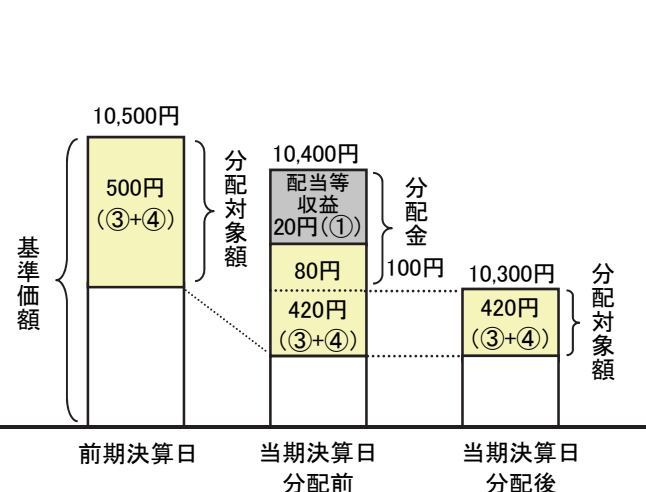
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合

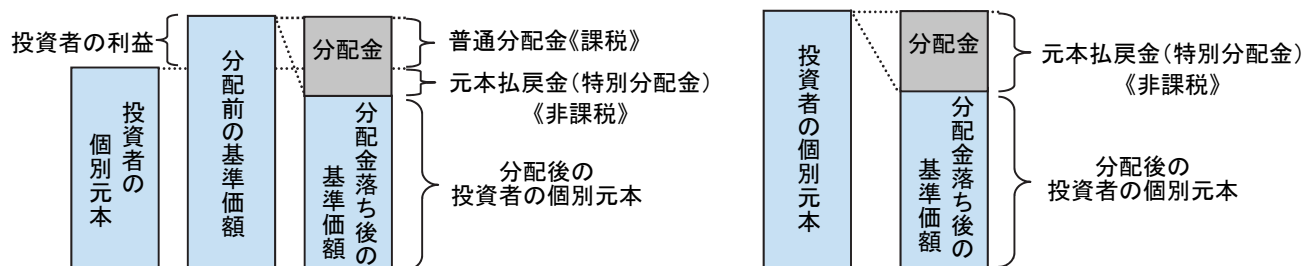


前期決算から基準価額が下落した場合



- 投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ◇普通分配金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
- ◇元本払戻金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となります。



※投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

(注)普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	<p>ファンドは実質的に株式に投資を行ないませんので、株価変動の影響を受けません。</p>
債券価格変動リスク	<p>債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないませんので、これらの影響を受けません。</p> <p>ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイ・イールド債等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。</p> <p>ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。</p>
為替変動リスク	<p>「Bコース」が投資対象とする投資信託証券のうち世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けません。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。</p> <p>「Aコース」が投資対象とする投資信託証券のうち世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りませんが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。</p> <p>一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行なわない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円での為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があります。それらの場合は為替変動の影響を直接的に受けることとなります。</p>

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

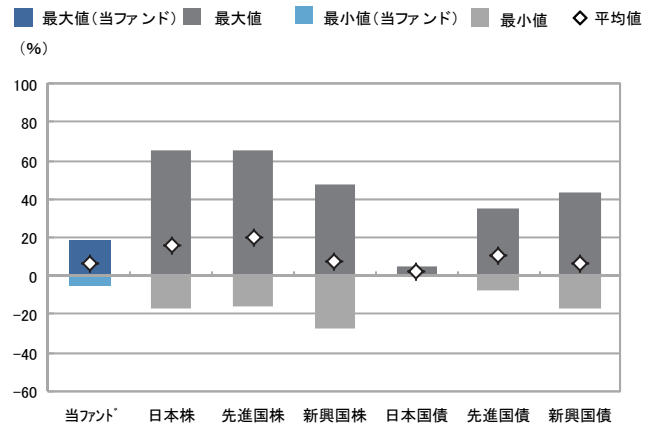
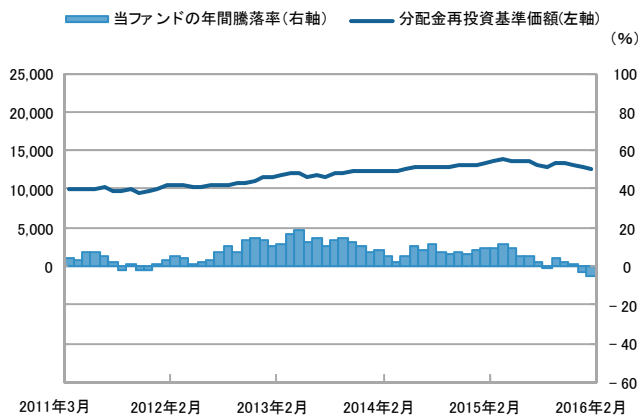
リスクの定量的比較

(2011年3月末～2016年2月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●Aコース

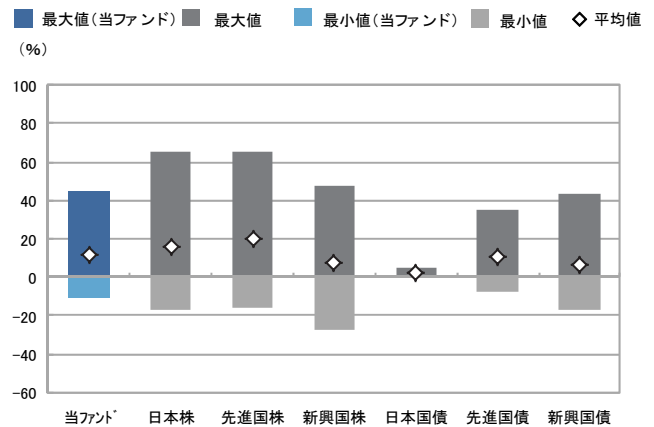
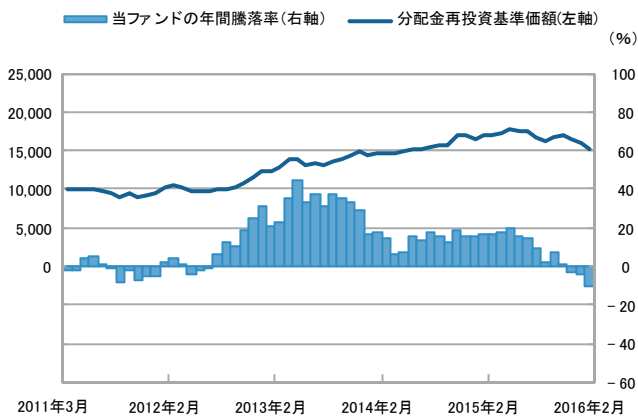


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	18.3	65.0	65.7	47.4	5.1	34.9	43.7
最小値(%)	△ 5.6	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 7.5	△ 17.4
平均値(%)	6.5	16.2	20.0	7.7	2.3	10.3	6.3

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2011年3月から2016年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2011年3月から2016年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●Bコース



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	44.2	65.0	65.7	47.4	5.1	34.9	43.7
最小値(%)	△ 10.8	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 7.5	△ 17.4
平均値(%)	12.1	16.2	20.0	7.7	2.3	10.3	6.3

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2011年3月から2016年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2011年3月から2016年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

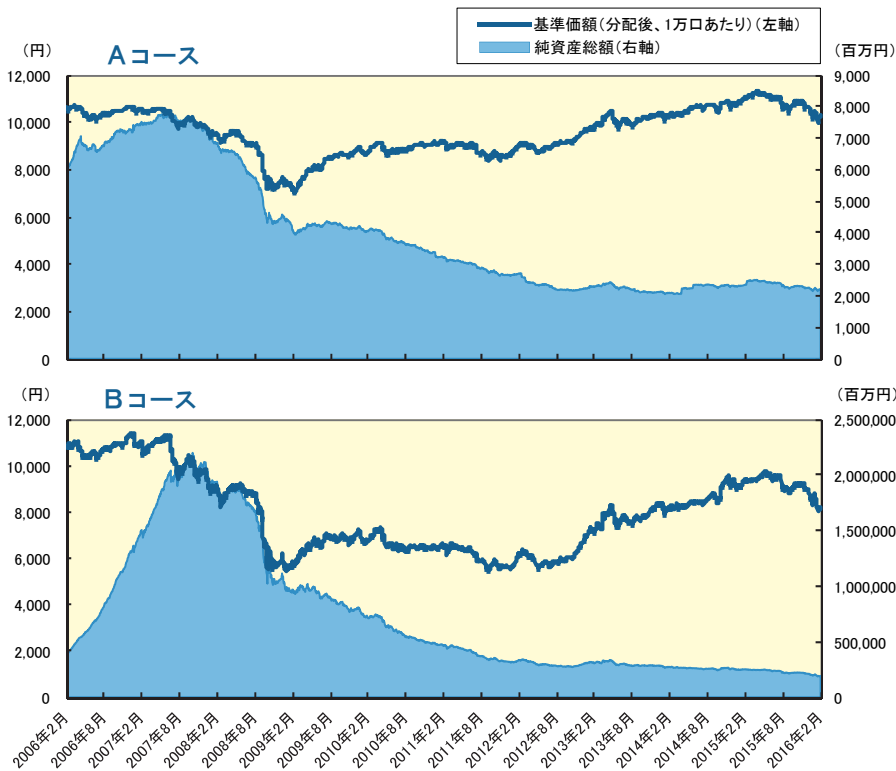
- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

運用実績 (2016年2月29日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

Aコース

2016年1月	30 円
2015年11月	30 円
2015年9月	30 円
2015年7月	30 円
2015年5月	30 円
直近1年間累計	180 円
設定来累計	2,712 円

Bコース

2016年1月	30 円
2015年11月	30 円
2015年9月	30 円
2015年7月	30 円
2015年5月	30 円
直近1年間累計	180 円
設定来累計	5,344 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

Aコース

順位	銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております(1,2,4,7,9,10位を除く。))	投資比率 (%)
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFC	12.0
2	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－欧州債券FC	11.9
3	ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FC	6.8
4	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券FC	6.7
5	野村エマージング債券ファンドFC	6.5
6	ノムラAMP豪州債券ファンドFC	5.5
7	NPEB/パン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC	4.4
8	SMAM・ニューαファンドF	4.3
9	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFC	3.8
10	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国現地通貨建債券FC	3.7

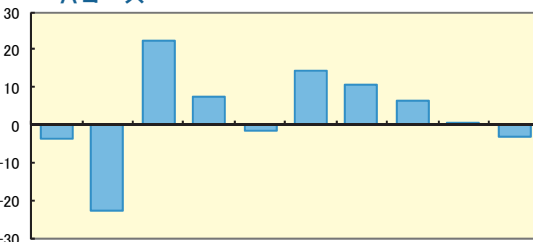
Bコース

順位	銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております(1,2,4,7,9,10位を除く。))	投資比率 (%)
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFD	12.2
2	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－欧州債券FD	11.9
3	ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FD	6.9
4	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券FD	6.8
5	野村エマージング債券ファンドFD	6.5
6	ノムラAMP豪州債券ファンドFD	5.6
7	NPEB/パン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFD	4.4
8	SMAM・ニューαファンドF	4.0
9	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国現地通貨建債券FD	3.8
10	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFD	3.7

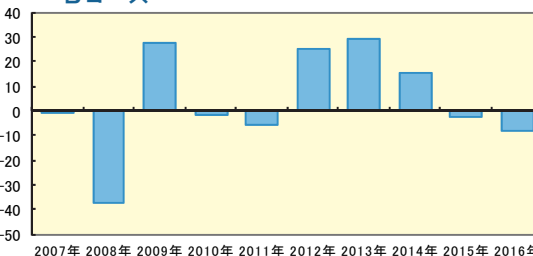
年間収益率の推移

(暦年ベース)

Aコース



Bコース



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
 ・2016年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	購入コース	購入単位
	一般コース(分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
	自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位
(原則、購入後に購入コースの変更はできません。)		
購 入 価 額	購入申込日の翌々営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)	
購 入 代 金	原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
購 入 に 際 して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。	
換 金 単 位	購入コース	換金単位
	一般コース	1万口単位、1口単位または1円単位
	自動けいぞく投資コース	1円単位または1口単位
換 金 価 額	換金申込日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額	
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。	
申 込 締 切 時 間	午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。	
購 入 の 申 込 期 間	平成27年10月10日から平成28年10月14日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	
換 金 制 限	1日1件10億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。	
ス イ ッ チ ン グ	「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)	
申 込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、「ニューヨーク証券取引所」の休業日に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。	
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。	
信 託 期 間	無期限 (平成17年5月30日設定)	
繰 上 償 還	各ファンドにつき、受益権口数が50億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。	
決 算 日	原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の20日(休業日の場合は翌営業日)	
収 益 分 配	年6回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)	
信 託 金 の 限 度 額	各ファンドにつき、3兆円	
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。	
運 用 報 告 書	1月、7月のファンドの決算時、償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。	

課税関係

課税上は、株式投資信託として取扱われます。
 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。
 配当控除の適用はありません。
 * 上記は平成28年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 2.16%(税抜2.0%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。
信託財産留保額	換金時に、基準価額に 0.25% の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。			
	ファンドの純資産総額 (「Aコース」「Bコース」合算の純資産総額)		500億円以下 の部分	500億円超 の部分
	信託報酬率		年0.8208%(税抜年0.76%)	
	支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容	<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.35%	年0.36%
	<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.38%	年0.38%	
	<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.03%	年0.02%	
	実質的な負担※	年1.45%±年0.10% 程度 (税込)		
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等			

※ ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。この値は、平成28年4月15日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- * 上記は平成28年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

● 指定投資信託証券について

平成28年4月15日現在、委託会社が知りうる情報等を基に記載した指定投資信託証券の概要です。

1	ファンド名	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)
	委託会社 実質的な主要投資対象	野村アセットマネジメント株式会社 わが国の株式
2	ファンド名	リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)
	委託会社 実質的な主要投資対象	野村アセットマネジメント株式会社 わが国の株式
3	ファンド名	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)
	委託会社 実質的な主要投資対象	野村アセットマネジメント株式会社 わが国の株式
4	ファンド名	野村RAFI [®] 日本株投信F(適格機関投資家専用)
	委託会社 実質的な主要投資対象	野村アセットマネジメント株式会社 わが国の株式
5	ファンド名	シュローダー日本ファンドF(適格機関投資家専用)
	委託会社 実質的な主要投資対象	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 わが国の株式
6	ファンド名	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)
	委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド
	マザーファンドの 運用の委託先	
	実質的な主要投資対象	わが国の株式
7	ファンド名	SMAM・ニューαファンドF(適格機関投資家専用)
	委託会社 実質的な主要投資対象	三井住友アセットマネジメント株式会社 わが国の株式
8	ファンド名	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)
	委託会社	キャピタル・インターナショナル株式会社
	マザーファンドの 運用の委託先 実質的な主要投資対象	キャピタル・インターナショナル・インク わが国の株式
9	ファンド名	野村海外株式ファンドF/FB(適格機関投資家専用)
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの 運用の委託先 実質的な主要投資対象	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー 日本を除く世界主要先進国の株式
10	ファンド名	ノムラージャナス・インテック海外株式ファンドF/FB(適格機関投資家専用)
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの 運用の委託先 実質的な主要投資対象	インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー 日本を除く先進国の株式
11	ファンド名	ノムラコロンビア米国株バリュー・ファンドF/FB(適格機関投資家専用)
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの 運用の委託先 実質的な主要投資対象	コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー 米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)
12	ファンド名	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF/FB(適格機関投資家専用)
	委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
	マザーファンドの 運用の委託先 実質的な主要投資対象	シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッド 香港(香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。)、シンガポール、オーストラリア、 ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式

13	ファンド名	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF/FB(適格機関投資家専用)
	委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
	F、FB、マザーファンドの運用の委託先	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)
	実質的な主要投資対象	米国株式の個別銘柄
14	ファンド名	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF/FB(適格機関投資家専用)
	委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド
	実質的な主要投資対象	欧州の取引所に上場されている株式等
15	ファンド名	MFS欧州株ファンドF/FB(適格機関投資家専用)
	委託会社	MFSインベストメント・マネジメント株式会社
	F、マザーファンドの運用の委託先	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
	実質的な主要投資対象	欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式
16	ファンド名	ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FC/FD(適格機関投資家専用)
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシー
	実質的な主要投資対象	日本を除く世界の公社債(国債、政府保証債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、モーゲージ証券等)
17	ファンド名	ノムラーAMP豪州債券ファンドFC/FD(適格機関投資家専用)
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド
	実質的な主要投資対象	オーストラリア建ての公社債(国債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債等)
18	ファンド名	NPEBパン・ヨーロッパ・ボンド・ファンドFC/FD(外国籍投資信託)
	投資顧問会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
	副投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
	受託会社 主要投資対象	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー 汎欧州市場の債券
19	ファンド名	LM・米国債券コア・プラスFC/FD(適格機関投資家専用)
	委託会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
	実質的な主要投資対象	米国ドル建ての公社債
20	ファンド名	ウエリントン・海外債券ファンド(カスタムBM型)(ケイマン)FC/FD(外国籍投資信託)
	投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
	受託会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
	主要投資対象	世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物
21	ファンド名	PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド - インスティテューショナルFC(JPY、ヘッジ)/FD(JPY)(外国籍投資信託)
	投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)・リミテッド
	主要投資対象	世界各国(新興国を含みます。)の国債、政府機関債、国際機関債、社債、モーゲージ債、アセット・バック証券、物価連動債、仕組債等およびその派生商品
22	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII-米国債券FC/FD(外国籍投資信託)
	投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
	副投資顧問会社*	Standish Mellon Asset Management Company LLC
	受託会社 主要投資対象	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー 米ドル建ての公社債
23	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII-欧州債券FC/FD(外国籍投資信託)
	投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
	副投資顧問会社*	Insight Investment Management (Global) Limited
	受託会社 主要投資対象	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー 汎欧州通貨建ての債券

24	ファンド名	ノムラ・コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFC/FD(適格機関投資家専用)
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー
	実質的な主要投資対象	米ドル建てのハイ・イールド債券
25	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIIー米国ハイ・イールド・ボンドFC/FD (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
	副投資顧問会社*	Nomura Corporate Research and Asset Management Inc. Loomis, Sayles & Company, L.P.
	受託会社 主要投資対象	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー 米ドル建てのハイ・イールド債券
26	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIVー欧州ハイ・イールド・ボンドFC/FD (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
	副投資顧問会社*	Threadneedle Asset Management Limited Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.
	受託会社 主要投資対象	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー 欧州のハイ・イールド債券
27	ファンド名	野村エマージング債券ファンドFC/FD(適格機関投資家専用)
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先 実質的な主要投資対象	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー 新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券
28	ファンド名	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC/FD(適格機関投資家専用)
	委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
	FC、マザーファンドの運用の委託先	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド
	実質的な主要投資対象	エマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)
29	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIIー新興国債券FC/FD (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
	副投資顧問会社*	Pictet Asset Management Limited Pictet Asset Management (Singapore) Pte Limited
	受託会社 主要投資対象	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー 新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券
30	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIIー新興国現地通貨建債券FC/FD (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
	副投資顧問会社*	Wellington Management Company LLP
	受託会社 主要投資対象	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー 新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券

※副投資顧問会社の情報は、平成28年3月末現在です。

- 指定投資信託証券のファンド名の欄では2本のファンドをまとめて表示しているものがあります。例えば、「野村海外株式ファンドF/FB(適格機関投資家専用)」は、「野村海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)」と「野村海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)」の2本のファンドを意味します。なお、同一行にある指定投資信託証券において、為替ヘッジ方針以外の実質的な運用方針は基本的に同一です。為替ヘッジ、収益分配方針については以下の通りとなります。

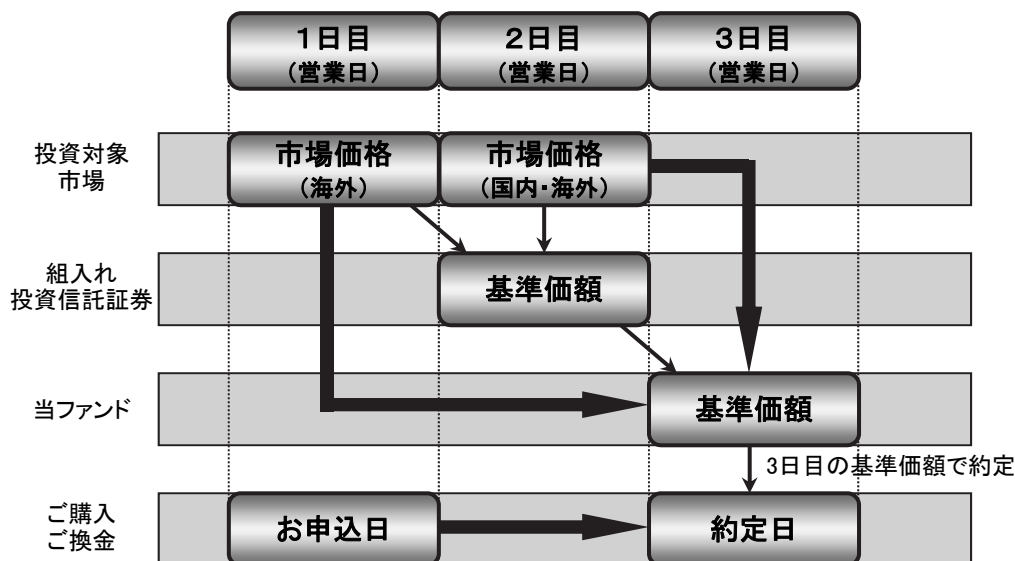
	Aコース	Bコース
	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
分配なし	F	FB
分配あり	FC	FD

※ 1～8のファンドについては、Aコース、Bコース共に「F」を組入れます。

- 指定投資信託証券には、ファミリーファンド方式*で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。
※ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてペーパーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

- ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。
- ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下図の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご注意ください。

＜基準価額の算出イメージ図＞



約定日(3日目)の基準価額(約定価額)は、原則として、海外市場は組入投資信託証券によってお申込日(1日目)またはお申込日の翌営業日(2日目)、国内市場はお申込日の翌営業日(2日目)の市場価格を反映したものです。
 なお、国内外の祝日等は考慮しておりません。

●ベンチマークの指数について

「BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス」の計算にあたっては、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点とあわせることでファンドに即した適切な指数とすべく、BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを構成する各通貨毎のハイ・イールド・コンストレインド・インデックスもしくはハイ・イールド・インデックスをもとに委託会社が独自に円換算、合成した指数を用います。従って、BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスとは近似するものの完全に合致するものではありません。

●ファンドの名称について

「マイストーリー分配型(年6回)Aコース」を「マイストーリー分配型(年6回)Aコース<為替ヘッジ付き>」、「マイストーリー分配型(年6回) Aコース(為替ヘッジ付き)」、「マイストーリー分配型(年6回)<為替ヘッジ付き>」、「マイストーリー分配型<為替ヘッジ付き>」という場合があります。

「マイストーリー分配型(年6回)Bコース」を「マイストーリー分配型(年6回)Bコース<為替ヘッジなし>」、「マイストーリー分配型(年6回) Bコース(為替ヘッジなし)」、「マイストーリー分配型(年6回)<為替ヘッジなし>」、「マイストーリー分配型<為替ヘッジなし>」という場合があります。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

